

わかりやすい図書

～公表資料の内容を市民に理解していただくために～

- 👉 図書の公表は、事業者からの情報提供のほかに、事業が行われる地域の人たちが保有している多様な環境に関する有益な情報を意見等の形で収集するという目的も併せ持っています。
- 👉 円滑な情報交流のために、提供される図書は工夫してわかりやすく、読みやすくする必要があります。

現状・課題

今後の対応（案）

技術指針の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 環境影響評価図書は内容が専門的で分量が多いためわかりにくい。 ❖ 準備書の本編、資料編、要約書の役割分担が明確ではなく、記載内容に工夫が必要 	<p>わかりやすい図書の作成に向けて、それぞれの図書の記載内容等を検討し、技術指針を見直す。</p> <p>図書作成の手引きの策定を行う。</p>
要約書のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 要約書は誰に何を伝えるための図書なのか、位置付けが曖昧 ❖ 今までの要約書は、準備書の抜粋の形式が多く、市民にとってはわかりにくく、逆に専門的には内容が不十分 ❖ 市民のための図書と学識経験者が審査するための図書は性質が違い、両方を満たす図書の作成は非常に困難 	<p>要約書を市民が準備書の記載内容に関心を持つための図書として明確に位置付ける。</p>
事業者説明会	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 事業者説明会は事業者と市民が直接接する重要な手続き ❖ 開催日時や場所は事業者判断で決定され、市長が助言できる仕組みではない。 例えば、縦覧期間の後半を過ぎてから説明会を行うこと等に対して、現状では是正することができない。 	<p>より有意義な説明会になるよう、開催日時や場所について、あらかじめ市長が助言できる仕組みとする。</p>
方法書手続きの強化	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 方法書要約書の作成を義務付けていない。 ❖ 方法書説明会の開催を義務付けていない。 ❖ 改正法では方法書要約書の作成と方法書説明会の開催を義務付けた。 	<p>方法書要約書の作成、方法書説明会の開催を義務付け、方法書についても市民に対して丁寧に説明するため、積極的に内容の周知を図るべき。</p>

市民参加・市長の関与 市民意見の提出方法

～積極的に環境影響評価制度
に参加していただくために～

👉 縦覧方法、周知方法、環境の保全の見地からの意見の提出方法を見直して、より多くの市民の方のご意見を収集する必要があります。

現状・課題

今後の対応（案）

有効な周知方法・縦覧方法

- ❖ 市長は、告示、広報なごや、市公式ウェブサイトでの情報提供等を行っている。
- ❖ 図書縦覧者数、市民意見の提出件数が少ない。

より効果的な周知方法の検討と導入が必要

例) メーリングリスト 等

- ❖ 事業者の協力が得られた場合は、市公式ウェブサイトにて図書の電子データを掲載
- ❖ 改正法では図書の電子縦覧を義務付けた。
- ❖ 現在の縦覧場所（区役所情報コーナー等）では、落ち着いて図書を読むことが困難
- ❖ 紙の図書を大量に用意しており、環境に配慮しているとは言い難い。

電子縦覧を制度化するとともに、住民のニーズにあった効率的かつ効果的な縦覧を実施すべき。

例) 縦覧場所の見直し
図書の積極的貸出

事業者の周知義務

- ❖ 関係地域内への図書の内容の周知、説明会開催の周知を事業者が義務付けている。
- ❖ 関係地域外の住民は、説明会の開催について知らされない。
- ❖ 関係地域の内外で対応が異なるが、関係地域外の周知を事業者が義務付けることは、事業者負担を大きくすることになる。

事業者による周知が義務付けられていない関係地域外の住民に対しては、市長の責任において説明会の開催案内等を積極的に周知する必要がある。

例) 広報なごや
市公式ウェブサイト

意見の提出方法

- ❖ 提出方法を郵送または持参に限定しており、社会のIT化の流れに対応していない。

郵送または持参以外の意見提出方法の検討と導入が必要

例) FAX
電子メール
ウェブ入力フォーム
専用意見提出箱 等

環境影響評価審査会の役割

～より公正な手続きを進めるために～

👉 審査の過程における公平性、客観性、信頼性、透明性を確保するため、技術的、専門的事項について積極的に学識経験者の意見を聴くことが必要です。

現状・課題

今後の対応（案）

市外案件への関与

- ❖ 事業予定地が名古屋市外にあっても、環境影響を受ける範囲に市域が含まれる場合がある。
- ❖ 関係市の長として意見を述べる際に、審査会の意見を聴く規定がない。

関係市の長として意見を求められた場合には、必要に応じて審査会の意見を聴いた上で市長意見を作成する規定を設ける。

事後調査結果への関与

- ❖ 事後調査結果報告書は審査会で報告されておらず、事後調査に関して審査会の関与が少ない。
- ❖ 事後調査結果の妥当性について技術的、専門的な見地からの検証が行われていない。
- ❖ 市長が事業者に追加措置を要請する場合に限り審査会の意見を聴く。

事後調査結果に関しても積極的に審査会を活用すべき。

名古屋市環境影響評価審査会の調査審議事項（名古屋市環境影響評価条例）

(1) あらかじめ審査会の意見を聴くものとされている事項

- ・ 審査書（準備書に対する市長意見）を作成するとき（第22条第2項）
- ・ 事前配慮指針を策定又は改定するとき（第6条第3項）
- ・ 環境影響評価技術指針を策定又は改定するとき（第8条第3項）
- ・ 事後調査について、市長が対象事業に係る環境影響の程度が著しいと認め、必要な措置を講ずるよう求めるとき（第30条第2項）

(2) 必要に応じ審査会の意見を聴くものとされている事項

- ・ 方法意見書（方法書に対する市長意見）を作成するとき（第13条第3項）
- ・ 事業内容の変更に伴う手続きの再実施が必要と認めるとき（第31条第3項）

(3) その他

- ・ 審査会委員の公聴会への出席を求めることができる（第21条第6項）